

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

<p>飯能寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>日高市大字新堀字上野ヶ谷戸四九八番 三地先から同市大字新堀字上野ヶ谷戸 五〇六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十一月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月九日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第十号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長八四・八九メー トル</p>	<p>備 考</p>